

北九州市外郭団体指導調整要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が外郭団体に対して行う指導、調整又は助言に関する基本的事項を定め、外郭団体の円滑な運営及びこれに関連する本市の事務事業の適正な執行を図ることを目的とする。

(外郭団体の範囲)

第2条 この要綱において「外郭団体」とは、市の事業と密接な関連を有する団体のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 市が設立した地方住宅供給公社及び地方道路公社
- (2) 市が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人でかつ市の出資が最大のもの（地方独立行政法人を除く）。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人的又は財政的負担の状況を考慮し、第7条に定める北九州市外郭団体総合調整委員会（以下「委員会」という。）が別に指定する法人

(所管局長等の責務)

第3条 外郭団体を所管する局等の長（以下「所管局長等」という。）は、所管外郭団体の健全な運営の確保に努めなければならない。

(所管局長等の指導調整事務)

第4条 所管局長等は、所管外郭団体の運営状況等を適確に把握し、必要な指導又は調整を行わなければならない。

- 2 所管局長等が前項の指導又は調整を行う場合は、外郭団体が独立した法人として運営上の責任を負うことに配慮し、外郭団体の自主性及び主体性を尊重するよう努めなければならない。
- 3 所管局長等は、所管外郭団体から当該外郭団体の運営に関する事項について特に求められた場合は、協議に応じ、必要な助言を行うものとする。

(情報公開の推進及び個人情報の適正な取扱いの確保)

第4条の2 所管局長等は、北九州市情報公開条例の趣旨にのっとり、所管外郭団体の情報公開が推進されるよう適切な助言又は指導に努める。

- 2 所管局長等は、北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨にのっとり、所管外郭団体の保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう適切な助言又は指導に努める。

(所管局長等の協議)

第5条 所管局長等は、次の事項を処理する場合は、あらかじめ委員会に協議しなければならない。

- (1) 運営に関する基本方針の設定又は変更に係る事項
 - (2) 定款又は寄附行為の重要な変更に係る事項
 - (3) 人事、給与若しくは組織に係る基本制度及び固有職員の採用に関する事項
 - (4) 資産、財産の運用又は取得処分に関する重要事項
 - (5) その他運営に係る重要事項
- 2 前項の規定は、外郭団体を新設又は廃止しようとする場合について準用する。

(所管局長等の報告)

第6条 所管局長等は、所管外郭団体に係る第1号から第3号までに掲げる事項にあっては毎年6月に、第4号に掲げる事項にあってはその都度、委員会に報告しなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 決算報告及び事業報告
- (3) 役員の就任状況
- (4) 基本的諸規程の改正等

(委員会の設置及び構成)

第7条 第1条の目的を達成するため、必要な総合調整を行う機関として、北九州市外郭団体総合

調整委員会を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、委員長及び副委員長は副市長、委員は市政変革推進室長及び財政局長をもって充てる。
- 3 前項に掲げる委員のほか、委員長が必要と認める場合は所管局長等を委員会の委員として出席させることができる。

(委員会の会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認める場合は、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 外郭団体の新設、統合又は廃止に係る事項
 - (2) 定款又は寄附行為の重要な変更に係る事項
 - (3) 外郭団体に共通する市の経営方針に係る事項
 - (4) 外郭団体の運営等に係る重要事項
 - (5) その他委員会が特に必要と認める事項
- 2 委員長は、審議結果に基づき、所管局長等に対し意見を述べるなどの必要な指導又は調整を行うものとする。

(委員会事務局)

第10条 委員会に係る事項を協議し、委員会の事務を処理するため、市政変革推進室に置く。

(監査)

第10条の2 委員会は必要に応じ、外郭団体の事務所等において文書その他を実地に調査し、点検するとともに、関係職員から事情を聴取し、是正する必要を認める場合には、適切な指導、助言を行うものとする。

- 2 委員会は、前項の調査等にあたっては、必要に応じ、公認会計士、弁護士等の外部の専門知識を有するものを活用することができる。

(随意契約適正化委員会の設置及び構成)

第11条 外郭団体との随意契約における適正化について検討する機関として、第7条に定める委員会の下に北九州市外郭団体随意契約適正化委員会（以下「随意契約適正化委員会」という。）を置く。

- 2 随意契約適正化委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、委員長及び副委員長は副市長、委員は市政変革推進室長、財政局長及び技術監理局長をもって充てる。

(随意契約適正化委員会の会議)

第11条の2 随意契約適正化委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認める場合は、随意契約適正化委員会の会議に所管局長及び随意契約主管局長等関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認める場合は、随意契約適正化委員会の会議に学識者、公認会計士等の外部の専門知識を有するものの出席を求め、意見を聞くことができる。

(随意契約適正化委員会の審議事項)

第11条の3 随意契約適正化委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 外郭団体と特命随意契約を行う業務委託の妥当性等について
 - (2) 外郭団体と特命随意契約を行う業務委託の今後のあり方について
 - (3) その他、外郭団体との随意契約に関する事項
- 2 委員長は、審議結果に基づき、所管局長等に対し意見を述べるなどの必要な指導又は調整を行うものとする。
 - 3 外郭団体と継続的に特命随意契約を行う委託業務については、別途必要に応じて、市長が定め

る会議において検討するものとする。

(随意契約適正化委員会事務局)

第 11 条の 4 随意契約適正化委員会に係る事項を協議し、随意契約適正化委員会の事務を処理するため、市政変革推進室に置く。

(外郭団体合同連絡会議の開催)

第 12 条 市と外郭団体及び外郭団体相互間の連携を密にし、より効果的な事業の推進に資するため、必要に応じて外郭団体合同連絡会議を開催する。

2 外郭団体合同連絡会議は、委員会及び外郭団体の常勤役員をもって構成する。

(委 任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、外郭団体の指導、調整又は助言に関し必要な事項は、委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

(北九州市外郭団体運営管理要綱の廃止)

2 北九州市外郭団体運営管理要綱（昭和 58 年 6 月 10 日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に旧北九州市外郭団体運営管理要綱第 2 条の規定により指定をされた者は、この要綱第 2 条第 3 号の規定により指定されたものとみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の要綱施行の際、現に旧要綱第 2 条第 3 号の規定により指定された者は、改正後の要綱第 2 条第 3 号の規定により指定されたものとみなす。

付 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年2月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。